

住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を給付

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活や暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円の現金を給付します。

【本件のポイント】

- 令和3年度住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し、1世帯当たり10万円の現金を給付

【本件の概要】

1 支給対象

(1) 住民税非課税世帯

令和3年12月10日において、同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

(2) 家計急変世帯

令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※(1)、(2)のいずれも、一人暮らしの学生等、住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される場合は対象外です。

2 支給方法

(1) 住民税非課税世帯

対象となる世帯に1月21日(金)に確認書を発送します。必要事項を記入の上、返送いただき、市で振込口座の確認ができ次第、給付します。

(2) 家計急変世帯

申請が必要です。申請書は、1月24日(月)からホームページからダウンロードできるほか、福祉課窓口でお渡しします。

3 給付額 1世帯当たり10万円

4 支給開始日 1月31日(月)

【問合せ】三条市福祉保健部 福祉課 福祉・公営住宅係 木戸、武野谷
電話：0256-34-5405